

お知らせ
中間物等に係る3省合同企業ヒアリングの廃止について

平成20年2月15日

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第3条第1項第4号の規定（以下「中間物等」という。）に基づく確認を受けるためには、申出に先立ち事前に3省でのヒアリングを行っておりました。

このため、指定された期限までに申出を予定している申出書等の案を経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室に提出することとしていましたが、今後3省での当該ヒアリングを廃止し、随時申出を受け付けることになりましたのでお知らせいたします。

今後の中間物等に係る事前確認の申出手続きについては、3月下旬頃にホームページに掲載しますので、そちらを参照してください。